

平成25年第1回基山町議会（定例会）会議録（第5日）							
招集年月日	平成25年3月4日						
招集の場所	基山町議会議場						
開閉会日時	開会	平成25年3月11日	13時30分	議長	後藤信八		
及び宣告	閉会	平成25年3月11日	13時57分	議長	後藤信八		
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別	
招議員及び	1番	神前輔行	出	7番	鳥飼勝美	出	
出席並びに	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出	
欠席議員	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出	
出席12名	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出	
欠席0名	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出	
(欠員1名)	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出	
会議録署名議員	11番	林博文		12番	松石信男		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(主幹) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生		
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長 副町長 教育長 総務課長 企画政策課長 財政課長 税務住民課長 こども課長	小森純一 田代正好 大串和人 小野龍雄 木村司 城本好昭 天本政人 内山十郎	農林環境課長 まちづくり推進課長 会計管理者 教育学習課長 健康福祉課主幹 健康福祉課主幹 健康福祉課主幹	松雪靖弘 天本正弘 毛利俊治 内山敏行 緒方京子 原博文 安永宏之			
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

会議に付した事件

- 日程第1 総務文教常任委員長報告（付託議案第2、8、11号議案）
- 日程第2 厚生産業常任委員長報告（付託議案第1、3、4、5、6、7、10、11、12、13、14号議案）
- 日程第3 討論・採決
- 第1号議案 基山町道路法施行条例の制定について
- 第2号議案 基山町まちづくり基本条例の一部改正について
- 第3号議案 基山町道路占用料条例の一部改正について
- 第4号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
- 第5号議案 基山町都市公園条例の一部改正について
- 第6号議案 基山町公共下水道条例の一部改正について
- 第7号議案 基山町都市下水路条例の一部改正について
- 第8号議案 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 第9号議案 基山町教育委員会教育委員の任命について
- 第10号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について
- 第11号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第7号）
- 第12号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第13号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第14号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）

～午後 1 時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

去る 8 日から休会中の本会議を開議いたします。

日程に入ります前に、3月7日の第1号議案の審議の中での重松議員の看板撤去に関する質問について回答が保留になっておりますので、答弁をさせます。松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

それでは、屋外広告物の撤去活動について回答申し上げます。

屋外広告物法第7条第4項で「都道府県知事は、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は看板等を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる」ということで、佐賀県路上違反屋外広告物撤去活動員設置要綱に基づきまして、第2条で「知事は、道路区域内の違反屋外広告物の撤去活動を推進することが適当と認める団体を路上違反屋外広告物撤去活動推進団体に認定する」ということで、基山町の安全なまちづくり推進協議会が委任を受けておりますので、その協議会で撤去しているということでございます。以上でございます。

日程第1～2 総務文教常任委員長報告、厚生産業常任委員長報告

○議長（後藤信八君）

日程第1．総務文教常任委員長報告、日程第2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。鳥飼総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鳥飼勝美君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

第2号議案 基山町まちづくり基本条例の一部改正について

第8号議案 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

第11号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第7号）中歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、3月7日付付託された上記の議案を審査の結果、第2、第8、第11号議案は原案を可決すべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、第2号、第8号、第11号議案に対する審査の経過は、次のとおりです。

記

第2号議案 基山町まちづくり基本条例の一部改正について

町は総合計画について第26条で「策定しなければならない」とし「策定するものとする」より強い義務規定となっている理由をただしたところ、総合計画は町長の判断に左右されることなく必ず策定すべき計画であるため義務規定になっているとの説明を受けた。

また、まちづくり基本条例の中に総合計画の策定を規定する理由についてただしたところ、基山町の基本的な計画であるので、まちづくり基本条例の中で規定したとの説明を受けた。

第8号議案 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

消防団員の確保対策についてただしたところ、機能別消防については、消防委員会や消防団に協議したところ、まず年齢制限の見直しをするという意見であり、順を追って見直していくとの説明を受けた。

また、消防団員以外がけがをした場合の補償についてただしたところ、消防団員以外の消火活動協力者等も補償されるとの説明を受けた。

第11号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第7号）中歳入全般及び歳出所管分歳入

（1款1項2目1節）

法人町民税の法人税割額が4,457万3,000円追加になった理由についてただしたところ、企業の決算によるものであり、流通、鉄工、医療関係が伸びている。中でも1社で1,600万円増加している企業もあるとの説明を受けた。

（13款2項8目1節）

地域の元気臨時交付金1,480万円に関連して、平成24年度はこの交付金を充当する事業は2つの事業だけになっている。そこで平成25年度の予定についてただしたところ、平成25年度では当初予算で9,270万円を公共施設整備基金に積み立てて、6月補正予算以降の事業費に充てていくとの説明を受けた。

歳出

（10款3項1目13及び15節）

基山中学校教室エアコン設置の委託料114万6,000円及び工事請負費1,185万4,000円について

て設置時期をただしたところ、まだ決定していない。今後、学校と協議してできるだけ早い時期に設置するとの説明を受けた。また、使用基準の作成についてただしたところ、まだ作成はしていないが、使用温度等の設定基準を作成するとの説明を受けた。

生徒の学習環境改善のため、できる限り早急な設置をするよう要望した。

以上で総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（後藤信八君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。品川厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（品川義則君）（登壇）

それでは、厚生産業常任委員会の審査報告を行います。

第1号議案 基山町道路法施行条例の制定について

第3号議案 基山町道路占用料条例の一部改正について

第4号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について

第5号議案 基山町都市公園条例の一部改正について

第6号議案 基山町公共下水道条例の一部改正について

第7号議案 基山町都市下水路条例の一部改正について

第10号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

第11号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第7号）中所管分

第12号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

第13号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第14号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）

本委員会は、3月7日付付託された上記の議案を審査の結果、第1、3、4、5、6、7、10、11、12、13、14号議案は原案を可決すべきものと決定をいたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第11号議案に対する審査の経過は次のとおりであります。

記

第11号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第7号）中所管分

歳出

4款1項4目13節

各種健（検）診委託料339万円の更正についてただしたところ、近年がん検診全体の受診

率では県内上位であるが、当初予定の受診者数見込みよりも少なかったためのものであるとの説明を受けました。受診日程や受診者への対処に問題はないかとただしたところ、集団検診なので女性受診者への配慮等に苦慮している。日程や女性医師の派遣等について委託先と協議を進める上で、基山町が単年度契約であることから十分な日程等が組めないとの説明を受けた。委員会としては、政府の示す受診率に達するためには、複数年契約への条件見直しを検討するよう要望した。

8 款 2 項 1 目 13 節

地域の元気臨時交付金事業の一環である町道施設ストック事業調査業務委託料1,600万円についてただしたところ、災害による第三者被害防止の観点から道路の老朽化した大型法面、道路照明施設等を調査するもので、調査箇所は若宮八幡宮東側法面、神の浦溜池西側の法面、桜町法面であり、今後の工事及び過去に復旧した箇所の経過観察のために行う事前調査であるとの説明を受けました。

以上で、厚生産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（後藤信八君）

以上で、各常任委員長の審査報告が終了しました。

日程第3 討論・採決

○議長（後藤信八君）

日程第3. 討論・採決を行います。

第1号議案 基山町道路法施行条例の制定についてに対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第1号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第1号議案 基山町道路法施行条例の制定については可決

されました。

第2号議案 基山町まちづくり基本条例の一部改正についてに対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第2号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第2号議案 基山町まちづくり基本条例の一部改正については可決されました。

第3号議案 基山町道路占用料条例の一部改正についてに対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第3号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第3号議案 基山町道路占用料条例の一部改正については可決されました。

第4号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてに対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第4号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第4号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正については可決されました。

第5号議案 基山町都市公園条例の一部改正についてに対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第5号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第5号議案 基山町都市公園条例の一部改正については可決されました。

第6号議案 基山町公共下水道条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第6号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第6号議案 基山町公共下水道条例の一部改正については可決されました。

第7号議案 基山町都市下水路条例の一部改正についてに対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第7号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第7号議案 基山町都市下水路条例の一部改正については可決されました。

第8号議案 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第8号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第8号議案 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については可決されました。

第9号議案 基山町教育委員会教育委員の任命についてに対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第9号議案を採決します。

ここでお諮りします。採決の方法は投票によって決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、採決の方法は投票によって行うことに決しました。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は12名でございます。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に林 博文議員と松石信男議員を指名します。

投票上の注意をいたします。

同意票は○、不同意票は×、白票は否とみなします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤信八君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤信八君）

異状なしと認めます。

1番議員より順次投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（後藤信八君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。開票立会人は立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（後藤信八君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

同意票 11票

不同意票 0票

よって、第9号議案は原案に同意することに決しました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤信八君）

第10号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議についてに対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第10号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第10号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議については可決されました。

第11号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第7号）に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第11号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第11号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第7号）は可決されました。

第12号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第12号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第12号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は可決されました。

第13号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第13号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第13号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

第14号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第14号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第14号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）は可決されました。

本日の会議は、以上をもちまして散会いたします。

～午後1時57分 散会～